

令和5年度 第13回江津市農業委員会総会

日時：令和6年3月21日(木) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（9名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、

野田英夫、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第13回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会長 おはようございます。昨日はせっかくのお彼岸の中日ということで、楽しみにしていたのですが、残念ながら春の嵐で強烈な風が吹きまして、墓参りもま

まなりませんでした。そういった中で、皆さんの栽培する農作物や周辺の施設への被害は無かったでしょうか。さて、先般、3月6日及び7日には、皆さんにこの会議室にお集まりいただいて、地域計画策定のための目標地図作成ということで、詳細な内容検討をしていただきました。現在は、事務局でとりまとめをしているところで、地域計画の公告が間近となってきました。また、先日の5日には大田市において、会長と農地担当者の研修会が行われたところです。私も事務局と一緒に参加をさせていただきました。研修内容としましては、近年、太陽光発電施設設置のために農地転用が進んでおりまして、農地全体を転用する方法と営農を継続しながら発電する設備を設置する方法があるとのことでした。ただ、設置に際して違法に近い取り扱いも見受けられることから転用に制限や報告義務を設けるなどの施策も考慮されているようです。もう一点は、地域計画の策定を現在進めておりますが、策定した後に、地域計画に位置付けられている農地を転用する場合には、原則、地域計画の内容変更後でなければ許可が出来ないということになるそうです。本日はその資料も用意しておりますので、事務局から説明をしていただく予定です。よろしくお願いいたします。それから、浜田地域の常設審議委員ということですが、従来、浜田市の農業委員会会長が選任されていましたが、都合により退任をされました。それにともなって後任を私へという話があり、協議を重ねた結果、浜田の原田会長に代わりまして。私が常設審議委員に就任し、松江の農業会議で毎月開催される審議会に参加するということになりました。この常設委員会は各市町の農業委員会で、30a以上の農地転用が発生した場合に審議をするということで、私ども江津でも以前に何件かあったようですが、最近はあまり該当はありません。現在は、東部の松江や出雲、安来で、工場用地あるいは駐車場などの広範囲の農用地が転用されるということから、こういった審議をする案件が出ているようです。皆さんには色々ご迷惑かけることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、事務局からの報告で、各委員の活動記録簿と集計用紙の提出がすこし少ないとのことでしたので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。それでは、ただ今より、令和5年度、第13回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員と湯浅推進委員から欠席の報告がありました。出席委員については、過半数以上であるので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行

いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、8番 和田委員、9番 深野委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

地形変更届出

《 桜江町市山 》

会 長 日程第2、承認第1号「農地の地形変更届の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員より調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは承認第1号、農地の地形変更届についてです。番号は1番。農地の所在は桜江町市山●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。地形変更届出者は浜田県土整備事務所長、●●●さん、浜田市片庭町254番地です。変更の理由としましては、昨年の7月に承認を行った治山事業での地形変更で、事業完了後、畑に復元して所有者に返すという届け出があり承認しております。今回は、工期が令和5年10月21日から令和6年3月22日だったものが、令和6年6月13日まで工期延長となる届け出でございます。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

2番委員 位置図は1ページをご覧ください。これは、桜江町市山の●●●●●●及び●●●●の方面から長谷方面へ入りまして、本谷集落という所です。長谷の方面と本谷の方面の三叉路がありまして、そこから●●の方へ入って、地図上で●●から●●へずっと進んで行くと、この地図から外れた先にもう一軒家がありまして、その家で道路は行き止まりとなっています。道路終点から300m手前が申請地です。先ほど事務局から説明がありましたように、玉川水利計画に沿った治山ダムを作っております。この治山ダムの建設関係で出てきた土砂及び進入路設置のために搬入した土砂を、申請した農地に搬入して整地して、二段になっていた田を同じ高さの畑に地形変更するという事です。所有者は

●●●●さんとなっていますが、既に亡くなっておりまして、跡を継いでおられるのが●●●●さんです。工期の延長も支障はなく、他者への被害等は及ぶことはありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の1については、承認することに決しました。

農地法 第3条

《 敬川町 》

会 長 　次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。番号は1番です。農地の所在は敬川町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡、敬川町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●さん、●●県●●市●●町●丁目●●番地●●、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●です。状況としましては、申請地は譲受人の両親の住宅がこの農地の隣接地であり、通い耕作するのに適しているということで、所有権移転して耕作するというごさいました。対価は10aあたり●●●千円でございます。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 　位置図は2ページをご覧ください。斜め上の方に国道9号線があります。

●●●●●●と●●●駐車場の間の道を入りまして、交差点を●●して約●●mの所に申請地がございます。申請値は草刈りの管理がされておりまして、2筆とも三方にブロックで境がしてあります。特に問題は無いと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは 2 番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●府●●●市●●●丁目●番●●号です。譲受人は●●●●さん、●●県●●市●●町●●●●●一●●です。対価は無償となっております。状況としましては、この農地に隣接した家屋、空き家になっている家を同時に購入し、移住してから自家消費のため、いわゆる家庭菜園ということで耕作をするとのことでございます。以上です。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 　位置図は 3 ページをご覧ください。斜め上に国道 9 号線があります。左側が浜田方面です。9 号線沿いに●●●●●●の看板がありまして、その進入路を入りまして約●●mの●●に申請地がございます。申請地の状況は、南側はブロック塀で西側は墓地になっていました。付近に●●さんや●●さんの家がありますが、その境が赤線道になっていきます。その前の空白の部分は駐車場となっております。申請地は草刈りされておらず、少し荒れた状態でしたが、特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 跡市町 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 3 番です。農地の所在は跡市町●●●番●、地目は畑、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。対価は無償です。状況としましては、申請地は、市道●●線沿いにある場所なのですが、現況は花木が植栽されている状態で、一部を墓地として使用します。30 年ほど前に譲受人の先代が、売買契約を交わした後で登記をしていない状況の中、亡くなられたので、譲受人が相続登記を行うにあたり確認をした際に、農地のままで所有権移転が行われていなかった土地と判明したため、改めて所有権移転登記を行うことになったとございます。また、一部墓地という部分がございますけれども、法を確認したところ、墓地の申請をするにあたっては土地所有者本人でなくてはならないということがありましたので、農地の所有権移転を行った後に、分筆及び墓地の申請を行うということをお願いいたします。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 位置図は 4 ページをご覧ください。申請地は図面左中央の●●●線を●●●●して、市道●●線を●●●●方面に約●●●●m進んだ所に位置します。17 日に野田推進委員さんと現地に行き、現状を確認しました。現地は一部墓地として使っておられますが、花木等が植栽されて管理されておりました。事情をお聞きしまして、譲受人の●●●●さんの先代が譲渡人の●●●●さんと売買契約を締結していたのですが、このたび相続にあたって調査した際に未登記と判明したために、事務処理等を書士に相談されて、相続登記等を正しく行うために、改めて申請をするとのことでした。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第5条

《 二宮町神村 》

会 長 次に日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。番号は1番。農地の所在は二宮町神村●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、二宮町神村●●●番続●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。対価は無償です。状況としましては、この2筆と隣接している家屋があるのですが、この家屋に売買の話が出ておりまして、調査をした所、この農地が宅地の一部であるということが判明したために、転用を行って所有権移転をするということになり、改めて5条申請が提出されました。宅地利用等の顛末書が添付されておりました。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図は5ページをご覧ください。ここは、県道●●●線の神村地内で、●●●のバス停へ入る途中の●●●の部分に位置します。●●●●さんは、ずいぶん前に北九州市からこちらに引っ越して来られたようですが、同居の家族も亡くなられたため、こちらの家を売り払って娘と同居したいとのことで、この申請を出されたようです。申請地の●●●番続●の土地は、家を建て増して農地としてはほとんど残っておりません。●●●番●は、小さい納屋がありますが、それが該当すると言われていました。以前は周囲が田だったそうですが、先代の時には現在の状態になっていたということで、顛末書が附されています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質

問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

非農地証明

《 千田町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員並びに野田推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明交付申請です。番号は 1 番です。農地の所在は千田町●●●番●、地目は田で現況が山林、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は田で現況が山林、面積が●●●㎡、千田町●●●番●、地目は田で現況が山林、面積が●●●㎡、千田町●●●番、地目は田で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。申請事由としましては、申請地は昭和 50 年以來耕作しておらず、山林になっているということで現況に合わせて登記したいとのこと。先ほどお話しした通り、現況が山林ということで認知され、課税されております。現地も確認しましたが、耕作可能な土地ではないと思われ。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 位置図は 6 ページをご覧ください。申請地の 4 筆へは、●●●●●●●●●●から●●●道を●●方面に向かって約●キロ進んだ●●●に位置します。図面では●●●道を右上から中央に進んだ右側傾斜部分です。18 日に申請人の●●●●さんと野田推進委員さんと同行し現地の確認をいたしました。現地は、●●●道の建設の際に谷部に盛り土をしている箇所、申請地は更に奥まってわかりにくい場所にあり非農地証明①の写真のように木がたくさん生えていて入りきれませんでした。事情を聞きますと、申請地への道が狭い山道で耕作の機械化も出来ず、昭和 50 年頃から未耕作となり、豪雨災害のたびに土砂が

流出して復旧することが難しくなり山林化したそうです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 続いて、野田推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

野田推進委員 只今、和田委員が言われました説明の通りです。18日に所有者の●●さんと和田委員と一緒に現地を確認しました。和田委員の説明の通り、現状は山林となっていますので、その内容について確認をしたところでございます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第6、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、一括方式でございます。1枚めくっていただくと集計表がございます。2ページ目からご覧下さい。それでは、1番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●区●●●町●●●番地●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。中間管理事業で、貸借期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の10年間、賃借料は10aあたり●●●●円です。次に2番です。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で、貸借期間は令和6年4月1日から令和16

年3月31日の10年間、賃借料は物納で●●●●●です。次に3番です。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で、貸借期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の10年間、賃借料は10aあたり●●●●円です。次に4番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積が●●㎡です。利用権設定する者が●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で、貸借期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の10年間、使用貸借です。次に5番です。農地の所在は都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●県●●●市●●●丁目●番●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で、貸借期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間、使用貸借でございます。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

吉岐推進委員 　はい。

会 長 　はい、どうぞ。

吉岐推進委員 　2番と3番の、波積町本郷の●●●●さんの所ですが、経営面積が2番は●●●●になっていますが、3番は●●●●になっているので、この違いは何かということと、この面積は今回契約する分は入ってなくて、この面積を記載されるのですよね。そこを確認したいです。

会 長 　事務局、どうでしょうか。

事務局 　●●●●と●●●●ですが、計上するのに3番が先なので少ないという状況になっています。それと、これから借りる所は算入上されておりません。以上です。

会 長 　ちょっと分かりにくいので、もう一度お願いします。

事務局 事務処理したものの順番が逆になっていまして、4番の方から処理をしているので、経営面積が4番の方が少ない数字になっています。

吉岐推進委員 3番と4番は同じ面積になっていますが、ちょっと辻褃が合いません。またあとで教えてください。本来は、今回の分は入れないですね。

事務局 確認してみます。

会長 よろしくお願ひします。他にござひますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会長 次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、利用権貸借でございます。先ほどと同じように1ページ目には集計表がございます。次の2ページをご覧ください。番号1番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は10年間です。次に2番、農地の所在は桜江町川戸●●●番●、地目は田で現況は畑、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●県●●市●●町●●番●号です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●です。10aあたり●千円で、10年間の貸借期間となっています。以上です。

会長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はござひませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 日程第 7、その他について事務局より総会に諮るべき案件があるということですので、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、お手元にお配りしております、農用振興地域整備計画の変更についての照会と印刷してあるホッチキス止めの資料をご覧ください。農林水産課から、江津農業振興地域整備計画の変更ということで、農用地区域の除外及び編入ということの申請、その意見の聴取でございます。本来なら農業委員会の総会にかけて変更するということでしたが、18 日に意見書の回答を求められており、期間が短かったため、やむを得ず、事務局で受け取った後、会長と副会長に内容についてお話をして了承を受けてから回答を行ったということでございます。どのような内容であったかということをご説明をいたします。除外と編入が 1 件ずつで、波積町本郷の除外及び桜江町市山の編入でございます。波積町本郷除の除外ですが、理由としましては、波積町南からの転居で、危険区域の崖地を背後地とした家屋から移転を行うというものです。申請人の所有地で、他に適当な箇所がないか検討したのですが、適当な土地がなく、一番適しているのが今回除外申請された農用地であったということでした。この農用地の一部を除外して家屋及び車庫、墓を作るということで、後に分筆をして建築する予定でございます。それから桜江町市山の編入区域ですが、以前も●●●●●●●さんが事業を行うために、編入を行った農地に隣接している場所ございまして、今後、●●さんが集積を行って事業展開するために、農用地区域に編入するということの届出です。以上です。

会 長 ただ今、事務局から資料をご覧のように、農用振興地域整備計画の変更について説明がありました。この件について、ご質問ございませんか。それでは、深野委員からどうぞ。

9 番委員 別紙の変更土地等々、別紙 1 と書いてありますが、波積町本郷●●●を見ると、先ほど●●●㎡と言われましたが、その上に●●●●と書いてありますが、これはどういうことですか。

会 長 はい、事務局お願いいたします。

事務局 ●●●●㎡というのは、候補地の全体面積でございまして、その内の●●●㎡を除外して家屋等を建築するというところでございます。

9 番委員 分かりました。

会 長 それでは、田中委員どうぞ。

6 番委員 先ほどの説明では、農林水産課から 3 月 18 日までに意見書を提出して下さいということだったので、先にしましたということですか。

事務局 そうです。

6 番委員 素直に言いますと、18 日の次の日は平日で 20 日が祝日ですよ。それで、21 日が今日ですが、農政課はなぜ 21 日まで待てなかったのかなと。

事務局 その理由は、こちらでも分からないのですが、この照会に関する要請が 18 日までと期限が決められておりましたので、こちらとしましては期限に間に合わせるために、仕方なく会長と副会長に承認を頂いたということです。

6 番委員 手順的なことについては、私も同意はしますけれども、前もって決定している農業委員会総会の期日がわかっているのに、18 日と 21 日の期限の差は、農林水産課の方でよほど 18 日期限の理由が無ければ、おかしいのではないかなと思います。

堀江係長 すみません。失礼します。この案件そのものを、総会に諮るという認識が無くて、急いで年度内に処理を終わらせないといけないということで、早くこの手続きをお願いしたということでございます。順序が逆転してしまい申し訳ございません。今後は、総会に諮るということを念頭に置いた上で、無理のないスケジュールで事務局と図りながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 この案件は、事務局がこの話を持って来たときに、私どもも正に今と同じ質問をしました。これは順番が違うのでは無いかと。キツイ言い方ですけども、農業委員会が蔑ろにされているのではないのか、という部分は意見を言わせていただいております。農業委員会も皆さま忙しい中お集まりいただいて審議していますので、今後このような事が無いようにするためにも、農林水産課と一

度意見交換をさせていただくよう事務局にお願いします。それでは、ただ今、お諮りいただいた件については、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 はい、よろしくお願いいたします。その他、事務局から諮る案件は他にありませんか。

事務局 他にはございません。

会 長 それではその他、皆さんの方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和5年度、第13回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、4月22日の月曜日、江津市役所2階になります。多目的ホールで開催いたしますので、お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員